

攻めの農業実践緊急対策事業

都道府県事業計画書

事業実施主体名: 埼玉県農業再生協議会

事業実施年度: 平成26年度、平成27年度

攻めの農業実践緊急対策事業 都道府県事業計画

埼玉県 農業再生協議会

策定： 26 年 8 月 21 日
変更： 26 年 10 月 9 日
変更： 27 年 2 月 20 日

目標年度：平成27年度、28年度（事業実施年度の翌年度）

第1 地域の農業生産に係る現状と課題

県内の水稲作付面積の約半分は1ha未満の小規模農家が84%を占めている、今後の米政策の見直しなどを踏まえ、これら小規模農家が担っている農地や農作業を集約することが必要である。
こうした中、より効率的な水田営農と園芸作物の生産拡大により、効率の良い農業生産を推進する。

第2 攻めの農業実践に向けた基本的な取組方針

所得の向上、経営の安定を図るため、水田フル活用や園芸の生産振興等に資する低コスト生産のための高効率機械の導入、高収益作物への転換等を総合的に支援する。

第3 機械利用体系の効率化に向けた取組方針

担い手への機械作業・農地集積により低コスト化を図る農業者等に対して、高効率機械の導入や利用体系の効率化を支援する。

第4 高収益品目等の導入に向けた取組方針

水田農営農等からの転換、または、新規に収益性の高い品目を導入し、農業所得の向上を図る農業者等に対して、新たな生産体系の実現を支援する。

第5 集出荷・加工処理体制の合理化に向けた取組方針

生産者の減少等により効率的な運営が困難な施設を集約し、生産基盤の強化、安定化を支援する。

第6 平成26年度事業計画総括表

基金造成額 722,705,000

過年度実施額 -

今年度計画額

(単位：千円)

協議会名	取組に係る助成額 (④)					都道府県協議会事務費 (⑤)	計 (④+⑤)
	機械利用体系の効率化に係る取組	高収益品目の導入に係る取組	集出荷・加工処理体制の合理化に係る取組		事務費		
			うち、本取組のみの実施額				
都道府県協議会 (①)	144,160-	-72,200-	-72,200-	-140,000-	/	5,000	361,360-
	-258,000-	-102,000-	-102,000-	-145,000-			510,000-
	427,705	145,000	145,000	145,000			722,705
地域協議会合計 (②)	0	0	0	0	/		0
〇〇協議会							
再編事業者合計 (③)	0	0	0	0	/		0
〇〇組合							
合計 (①+②+③)	144,160-	-72,200-	-72,200-	-140,000-	0	5,000	361,360-
	-258,000-	-102,000-	-102,000-	-145,000-			510,000-
	427,705	145,000	145,000	145,000			722,705

注：計画変更により修正を行う場合は見え消し又は二段書きなどにより修正箇所がわかるように記載してください。

第7 取組の明細

別紙のとおり

- 注1：総括表については別紙1を、取組ごとの個票については別紙2を使用してください。
 注2：地域協議会段階で取組を行う場合、地域事業計画及びその添付書類(別紙1・別紙2)の写しも添付してください。
 注3：再編事業者が取組を行う場合、集出荷・加工処理合理化プランの写しも添付してください。

取組の明細 (総括表)

埼玉県 都道府県農業再生協議会

第1 取組の総括表

整理番号	分類	内 容	事業費	助成金	備 考
1	1	効率的機械利用体系の構築に必要な機械のリース導入に対する助成	864,000,000	400,000,000	消費税相当額 64,000,000 円
2	1	効率的機械利用体系の構築に必要な機械の廃棄に対する助成	7,236,000	6,700,000	消費税相当額 536,000 円
3	1	効率的機械利用体系の構築に必要な機械の再利用に対する助成	45,370,800	21,005,000	消費税相当額 3,360,800 円
4	2	高収益品目等の生産体系の実現に必要な機械リース導入に対する助成	153,360,000	71,000,000	消費税相当額 11,360,000 円
5	2	高収益品目等の導入の際に必要な資材の購入に対する助成 (パイプハウスの資材、永年性作物の苗木)	72,360,000	67,000,000	消費税相当額 5,360,000 円
6	2	高収益品目等の導入の際に必要な簡易なほ場整備の施工費に対する助成	7,560,000	7,000,000	消費税相当額 560,000 円
7	3	集出荷・加工処理施設の機能集約のために必要な機械リース導入に対する助成	183,600,000	85,000,000	消費税相当額 13,600,000 円
8	3	集出荷・加工処理施設の用途変更に伴う再利用のために必要な機械リース導入に対する助成	108,000,000	50,000,000	消費税相当額 8,000,000 円
9	3	集出荷・加工処理施設の既存機械の廃棄に対する助成	32,400,000	10,000,000	消費税相当額 2,400,000 円
10	4	埼玉県農業再生協議会として執行する事務費	5,000,000	5,000,000	該当なし
合 計			1,478,886,800	722,705,000	

「整理番号」欄には「1」、「2」、…と順番に番号を記入してください。

「分類」欄には、以下の分類のいずれか該当する番号を記入してください。

「1」機械利用体系の効率化に係る取組

「3」集出荷・加工処理体制の合理化に係る取組

「2」高収益品目等の導入に係る取組

「4」取組に係る事務経費

「備考」欄には、助成金額から仕入れに係る消費税相当額を減額した場合は、減額した仕入れに係る消費税相当額を記入してください。なお、仕入れに係る消費税控除を行わない場合は、「該当なし」と記入し、請求時点で仕入れに係る消費税相当額が不明な場合で、助成金請求額に仕入れにかかる消費税控除額が含まれている場合は、「仕入れ控除消費税額を含む」と記入してください。

第2 計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等

優先順位は以下の個票整理番号の順とする。

整理番号 10、整理番号 1、整理番号 4、整理番号 7、整理番号 8、整理番号 5、整理番号 6、整理番号 3、整理番号 2、整理番号 9

攻めの農業実践緊急対策事業業務方法書第7条第6項に基づき定めた「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」の決め方を記入してください。優先順位を決めず、助成率の引下げにより調整した場合には、その方法について記入してください。

取組の明細 (個票)

協議会名	埼玉県農業再生協議会	整理番号	1	分類	1
取組名称	効率的機械利用体系の構築に必要な機械のリース導入に対する助成				
当該取組に係る助成金額	400,000,000円				
対象作物	水稲・麦・大豆・飼料作物				
対象者	リース事業者と、次に掲げる者のうち生産効率化後に基幹的農作業に従事する者（担い手）で共同申請する。 ①農業者、②農事組合法人、③農事組合法人以外の農業生産法人、④特定農業団体、⑤その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続きを適正に行いうる体制を有しているもの）、⑥農業協同組合、⑦農業サービス事業体、⑧公社（地方公共団体が出資している法人）				
助成上限額	リース物件本体の標準小売価格の1/2（千円未満切捨）	助成率	リース物件本体価格（税抜き）の1/2以内		
取組内容	取組地域における生産コスト▲1割に向けた次の取組を支援する。 1 担い手への機械作業の集約化に必要な機械のリース導入に要する経費（※1）の助成を行う（リース物件本体価格の1/2以内）（※2）。 2 助成対象機械等は、作業の集約による生産効率化（生産コスト1割減）に必要な機械等とする。 ※1 本体価格が50万円以上のものに限る（アタッチメントを含む）。 ※2 購入選択権付リースは除く。				
取組要件	○ 担い手への機械作業の集約により、生産効率化を図る計画とすること。 ○ 5戸以上の農業者により生産効率化プランを作成されること。 ○ 担い手を明確化すること。 ○ 農業機械利用体系の効率化等の生産面の改善により、生産コストを削減する目標を設定すること。また、当該目標については、地域の平均的な生産コスト等と比較し、1割以上低いものとなっていること。 ○ プランに基づき効率化等を図る作業については、全て基幹的農業者が実施することとすること。 ○ リース期間の設定及びリース料助成額の算式は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別紙1による。 ○ リース事業者と共同申請を行うこと。 ○ 導入機械の規模が適正であること（「埼玉県特定高性能機械導入計画」に定めた機種別、類別ごとの利用規模の下限面積以上の作業計画を有すること。なお、「埼玉県特定高性能機械導入計画」に定めない農業機械については、能力、利用面積及び作業計画から適正な規模であると確認が出来るもの）。				
要件の確認方法	1 計画申請時（書類審査） 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】○ 効率的機械利用体系構築事業取組計画書（生産効率化プラン） ○ 申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書等の写し、カタログなど 2 請求時（現場検査・書類検査） リース価格等の妥当性ととも、履行の確認を行う。 【現場検査】○ 機械本体の型番、格納場所などがわかる写真撮影等により実施 【確認書類】○ 効率的機械利用体系構築事業取組計画書（生産効率化プラン） ○ リース導入に係る入札関係等書類、発注書、請求書、納入書、領収書（支払い済みの場合）など				
備考					

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

計画していた額以上の申請があった場合には①の順で承認する（同数の場合は②、③の順で承認する）。この場合、最終順位の取組の助成額は助成率を引き下げるにより調整する。

- ① 共同利用組織
- ② 目標年度における生産コスト削減率
- ③ 目標年度における機械作業の集約面積

取組の明細 (個票)

協議会名	埼玉県農業再生協議会	整理番号	2	分類	1
取組名称	効率的機械利用体系の構築に必要な機械の廃棄に対する助成				
当該取組に係る助成金額	6,700,000円				
対象作物	水稻・麦・大豆・飼料作物				
対象者	次に掲げる者のうち、生産効率化後に基幹的農作業に従事する者（担い手）に機械作業を集約化する者（非担い手）とする。 ①農業者、②農事組合法人、③農事組合法人以外の農業生産法人、④特定農業団体、⑤その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続きを適正に行いうる体制を有しているもの）、⑥農業協同組合、⑦農業サービス事業体、⑧公社（地方公共団体が出資している法人）				
助成上限額	1台あたり2万円	助成率	定額		
取組内容	取組地域における生産コスト▲1割に向けた次の取組を支援する。 1 担い手への機械作業の集約化により作付体系の転換等を行う非担い手が所有する機械の廃棄に要する経費（※）の助成を行う（1台あたり2万円以内）。 2 助成対象機械等は作業の集約化により不要となる、非担い手が所有する機械とする。 ※ 購入時の本体価格が50万円以上のものに限る（アタッチメントを含む）。				
取組要件	○ 担い手への機械作業の集約により、生産効率化を図る計画とすること。 ○ 5戸以上の農業者により生産効率化プランを作成されること。 ○ 担い手を明確化すること。 ○ 農業機械利用体系の効率化等の生産面の改善により、生産コストを削減する目標を設定すること。また、当該目標については、地域の平均的な生産コスト等と比較し、1割以上低いものとなっていること。 ○ プランに基づき効率化等を図る作業については、全て基幹的農業者が実施することとすること。				
要件の確認方法	1 計画申請時（書類審査） 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】○ 効率的機械利用体系構築事業取組計画書（生産効率化プラン） ○ 申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書等の写し、廃棄処理依頼書など 2 請求時（現場検査・書類検査） 廃棄価格等の妥当性ととも、履行の確認を行う。 【現場検査】○ 機械本体の型番などがわかる写真撮影等により実施 【確認書類】○ 効率的機械利用体系構築事業取組計画書（生産効率化プラン） ○ 廃棄処理依頼書、発注書、請求書、領収書（支払い済みの場合）、廃棄機械の購入時の価格がわかるものなど				
備考					

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

計画していた額以上の申請があった場合には①の順で承認する（同数の場合は②、③の順で承認する）。この場合、最終順位の取組の助成額は助成率を引き下げることにより調整する。

- ① 共同利用組織
- ② 目標年度における生産コスト削減率
- ③ 目標年度における機械作業の集約面積

取組の明細（個票）

協議会名	埼玉県農業再生協議会	整理番号	3	分類	1
取組名称	効率的機械利用体系の構築に必要な機械の再利用に対する助成				
当該取組に係る助成金額	21,005,000円				
対象作物	水稻・麦・大豆・飼料作物				
対象者	次に掲げる者のうち生産効率化後に基幹的農作業に従事する者（担い手）とする。 ①農業者、②農事組合法人、③農事組合法人以外の農業生産法人、④特定農業団体、⑤その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続きを適正に行う体制を有しているもの）、⑥農業協同組合、⑦農業サービス事業体、⑧公社（地方公共団体が出資している法人）				
助成上限額	本体標準小売価格の1/2（千円未満切捨）	助成率	補修・改修に要する経費（税抜き）の1/2以内		
取組内容	取組地域における生産コスト▲1割に向けた次の取組を支援する。 1 担い手が非担い手が所有していた機械等を再利用するための補改修に要する経費（※）の助成を行う（本体価格の1/2以内）。 2 助成対象機械等は、作業の集約化に必要な機械で、非担い手が所有していたもの。（担い手へ所有権を移し使用する機械） ※ 購入時の本体価格が50万円以上のものに限る（アタッチメントを含む）。				
取組要件	○ 担い手への機械作業の集約により、生産効率化を図る計画とすること。 ○ 5戸以上の農業者により生産効率化プランを作成されること。 ○ 担い手を明確化すること。 ○ 農業機械利用体系の効率化等の生産面の改善により、生産コストを削減する目標を設定すること。また、当該目標については、地域の平均的な生産コスト等と比較し、1割以上低いものとなっていること。 ○ プランに基づき効率化等を図る作業については、全て基幹的農業者が実施することとすること。				
要件の確認方法	1 計画申請時（書類審査） 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】○ 効率的機械利用体系構築事業取組計画書（生産効率化プラン） ○ 申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書等の写し、機械譲渡証明書など 2 請求時（現場検査・書類検査） オーバーホール価格等の妥当性ととも、履行の確認を行う。 【現場検査】○ 機械本体の型番などがわかる写真撮影等により実施 【確認書類】○ 効率的機械利用体系構築事業取組計画書（生産効率化プラン） ○ 入札関係等書類、発注書、請求書、領収書（支払い済みの場合）、譲渡証明書、再利用機械の購入時の価格がわかるものなど				
備考					

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

計画していた額以上の申請があった場合には①の順で承認する（同数の場合は②、③の順で承認する）。この場合、最終順位の取組の助成額は助成率を引き下げることにより調整する。

- ① 共同利用組織
- ② 目標年度における生産コスト削減率
- ③ 目標年度における機械作業の集約面積

取組の明細 (個票)

協議会名	埼玉県農業再生協議会	整理番号	4	分類	2
取組名称	高収益品目等の生産体系の実現に必要な機械リース導入に対する助成				
当該取組に係る助成金額	71,000,000円				
対象作物	高収益品目 (野菜・果樹・花卉)				
対象者	リース事業者と、次に掲げる者のうち生産効率化後に基幹的農作業に従事する者 (担い手) に機械作業を集約化する者 (非担い手) で共同申請する。 ① 農業者、② 農事組合法人、③ 農事組合法人以外の農業生産法人、④ 特定農業団体、⑤ その他農業者の組織する団体 (代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続きを適正に行っている体制を有しているもの)、⑥ 農業協同組合、⑦ 農業サービス事業体、⑧ 公社 (地方公共団体が出資している法人)				
助成上限額	リース物件本体の標準小売価格の1/2 (千円未満切捨)	助成率	リース物件本体価格 (税抜き) の1/2 以内		
取組内容	高収益品目への転換に向けた次の取組を支援する。 1 高収益品目等の生産体系の実現に必要な機械リース導入に要する経費 (※1) の助成を行う (本体価格の1/2 以内) (※2)。 2 助成対象品目は野菜・果樹・花卉とし、助成対象機械等は高収益品目栽培に必要なものの。 ※1 本体価格が50万円以上のものに限る (アタッチメントを含む)。 ※2 購入選択権付リースは除く。				
取組要件	○ 生産効率化プランに基づく生産効率化に向けた取組の結果、生じる余剰労働力をフル活用するため、高収益品目等の導入を行う計画とすること。また、この場合、農業機械利用の担い手以外のプラン参加者の6割以上が高収益品目等への転換に取り組むこと。 ○ 条件不利地域 (中山間地域等直接支払交付金実施要領 (平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知) 第4に定める以下の地域をいう。) においては、高収益品目等導入支援事業の対象となる取組のみを行うことができるが、その場合には、5戸以上の農業者が参加し、又は取組面積が1ha以上となること。 ○ 高収益プランに基づく取組の実施により、地域の農業就業人口を維持するよう留意すること。 ○ リース期間の設定及びリース料助成額の算式は、攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別紙1による。 ○ リース事業者と共同申請を行うこと。 ○ 導入機械の規模が適正であること (「埼玉県特定高性能機械導入計画」に定めた機種別、類別ごとの利用規模の下限面積以上の作業計画を有すること。なお、「埼玉県特定高性能機械導入計画」に定めのない農業機械については、能力及、利用面積及び作業計画から適正な規模であると確認が出来るもの。)				
要件の確認方法	1 計画申請時 (書類審査) 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】○ 高収益品目等導入支援事業取組計画書 (高収益プラン) ○ 申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書等の写し、カタログなど 2 請求時 (現場検査・書類検査) リース価格等の妥当性ととも、履行の確認を行う。 【現場検査】○ 機械本体の型番、格納場所などがわかる写真撮影等により実施 【確認書類】○ 高収益品目等導入支援事業取組計画書 (高収益プラン) ○ リース導入に係る入札関係等書類、発注書、請求書、納入書、領収書 (支払い済みの場合) など				
備考					

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

計画していた額以上の申請があった場合には①の順で承認する (同数の場合は②の順で承認する)。この場合、最終順位の取組の助成額は助成率を引き下げるにより調整する。

- ① 目標年度における取組参加者数
- ② 目標年度における対象品目販売額

取組の明細（個票）

協議会名	埼玉県農業再生協議会	整理番号	5	分類	2
取組名称	高収益品目等の導入の際に必要な資材の購入に対する助成 (パイプハウスの資材、永年性作物の苗木)				
当該取組に係る助成金額	67,000,000円				
対象作物	高収益品目（野菜・果樹・花卉）				
対象者	次に掲げる者のうち生産効率化後に基幹的農作業に従事する者（担い手）に機械作業を集約化する者（非担い手）とする。 ①農業者、②農事組合法人、③農事組合法人以外の農業生産法人、④特定農業団体、⑤その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続きを適正に行いうる体制を有しているもの）、⑥農業協同組合、⑦農業サービス事業体、⑧公社（地方公共団体が出資している法人）				
助成上限額	—	助成率	定額		
取組内容	高収益品目への転換に向けた次の取組を支援する。 1 高収益品目等導入の際に必要なパイプハウスの資材及び永年性作物の苗木の購入に要する経費の助成を行う（定額）。 2 助成対象品目は野菜、果樹、花卉とする。				
取組要件	○ 生産効率化プランに基づく生産効率化に向けた取組の結果、生じる余剰労働力をフル活用するため、高収益品目等の導入を行う計画とすること。また、この場合、農業機械利用の担い手以外のプラン参加者の6割以上が高収益品目等への転換に取り組むこと。 ○ 条件不利地域（中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4に定める以下の地域をいう。）においては、高収益品目等導入支援事業の対象となる取組のみを行うことができるが、その場合には、5戸以上の農業者が参加し、又は取組面積が1ha以上となること。 ○ 高収益プランに基づく取組の実施により、地域の農業就業人口を維持するよう留意すること。 ○ 購入数量は、生産計画に見合ったものであり、購入価格は妥当なものであること。 ○ 目標年度以降も継続して取り組む計画とすること。				
要件の確認方法	1 計画申請時（書類審査） 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】○ 高収益品目等導入支援事業取組計画書（高収益プラン） ○ 資材の設置・定植場所の地図及び写真、申請者の規約、資材等の利用計画、営農計画書の写し、数量などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書等の写し、カタログなど 2 請求時（現場検査・書類検査） 購入価格等の妥当性とともに、履行の確認を行う。 【現場検査】○ 資材設置・定植後に写真撮影を実施 【確認書類】○ 高収益品目等導入支援事業取組計画書（高収益プラン） ○ 資材購入等に係る入札関係等書類、発注書、請求書、領収書（支払い済みの場合）など				
備考					

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

計画していた額以上の申請があった場合には①の順で承認する（同数の場合は②の順で承認する）。この場合、最終順位の取組の助成額は助成率を引き下げることにより調整する。

- ① 目標年度における取組参加者数
② 目標年度における対象品目販売額

取組の明細（個票）

協議会名	埼玉県農業再生協議会	整理番号	6	分類	2
取組名称	高収益品目等の導入の際に必要な簡易なほ場整備の施工費に対する助成				
当該取組に係る助成金額	7,000,000円				
対象作物	高収益品目（大豆・野菜・果樹・花卉）				
対象者	次に掲げる者のうち生産効率化後に基幹的農作業に従事する者（担い手）に機械作業を集約化する者（非担い手）とする。 ①農業者、②農事組合法人、③農事組合法人以外の農業生産法人、④特定農業団体、⑤その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがあるものとし、事業実施及び会計手続きを適正に行いうる体制を有しているもの）、⑥農業協同組合、⑦農業サービス事業体、⑧公社（地方公共団体が出資している法人）				
助成上限額	17,400円/10a	助成率	定額		
取組内容	高収益品目への転換に向けた次の取組を支援する。 1 高収益品目の導入の際に必要な簡易なほ場整備の施工費の助成を行う（定額）。 2 助成対象施工等は弾丸暗渠等の農業用機械により作業ができるものとする。				
取組要件	○ 生産効率化プランに基づく生産効率化に向けた取組の結果、生じる余剰労働力をフル活用するため、高収益品目等の導入を行う計画とすること。また、この場合、農業機械利用の担い手以外のプラン参加者の6割以上が高収益品目等への転換に取り組むこと。 ○ 条件不利地域（中山間地域等直接支払交付金実施要領（平成12年4月1日付け12構改B第38号農林水産事務次官依命通知）第4に定める以下の地域をいう。）においては、高収益品目等導入支援事業の対象となる取組のみを行うことができるが、その場合には、5戸以上の農業者が参加し、又は取組面積が1ha以上となること。 ○ 高収益プランに基づく取組の実施により、地域の農業就業人口を維持するよう留意すること。 ○ 地域の実情を踏まえ十分な排水向上につながる施工計画とすること。 ○ 施工費の単価は、地域の標準的な農作業受委託料金と照らし合わせて適正なものであること。 ○ 目標年度以降も継続して作付する計画とすること。				
要件の確認方法	1 計画申請時（書類審査） 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】○ 高収益品目等導入支援事業取組計画書（高収益プラン） ○ 弾丸暗きよ等の施工場所の地図及び写真（平面及び断面）、申請者の規約、営農計画書の写し、施工計画書など 2 請求時（現場検査・書類検査） 施工費等の妥当性ととも、履行の確認を行う。 【現場検査】○ 施工中及び施工後に写真撮影を実施（平面及び断面） 【確認書類】○ 高収益品目等導入支援事業取組計画書（高収益プラン） ○ 施工内容がわかる書類（委託契約書・完了報告書の写し、作業日誌等）				
備考	・農地法の一時転用許可が必要な作業は、法に基づく許可を得たうえで作業を行うこと。				

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

計画していた額以上の申請があった場合には①の順で承認する（同数の場合は②の順で承認する）。この場合、最終順位の取組の助成額は助成率を引き下げるにより調整する。

- ① 目標年度における取組参加者数
② 目標年度における対象品目販売額

取組の明細（個票）

再編事業者名	農業協同組合など	整理番号	7	分類	3
取組名称	集出荷・加工処理施設の機能集約のために必要な機械リース導入に対する助成				
当該取組に係る助成金額	85,000,000円				
対象作物	水稻・麦・大豆・高収益品目（野菜・果樹・花卉）				
対象者	複数の集出荷・加工処理施設の再編合理化を行う以下の者とする。 ①農業協同組合連合会、②農業協同組合、③民間事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く）、④公社（地方公共団体が出資している法人）、⑤事業協同組合連合会及び事業協同組合、⑥再編協議会（集出荷・加工処理施設の再編合理化を目的に設立された協議会であって、事業実施要領に定める要件をすべて満たすものをいう）、⑦農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう）、⑧農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう）、⑨特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう）				
助成上限額	リース物件本体の標準小売価格の1/2（千円未満切捨）	助成率	リース物件本体価格（税抜き）の1/2以内		
取組内容	集出荷・加工処理コスト▲1割、機能集約施設の利用率80%超に向けた次の取組を支援する。 1 機能集約を行う集出荷・加工処理施設の機能強化のために必要な機械のリース導入に要する経費（※）の助成を行う（本体価格の1/2以内。）。 2 助成対象機械等は集出荷・加工処理に必要な機械。 ※1 本体価格が50万円以上のものに限る（アタッチメントを含む）。 ※2 購入選択権付リースは除く。				
備考	【取組要件】 1 再編整備による効率化により、機能を集約する施設の集出荷・加工処理に係るコストが現状より1割以上削減する目標を設定すること。 2 機能を集約する施設の稼働率・利用率が80%を超える計画とすること。 【要件の確認方法】 1 計画申請時（書類審査） 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】○ 集出荷・加工処理体制合理化推進事業計画書（集出荷・加工処理合理化プラン） ○ 申請者の規約、機械の利用計画、能力・台数などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書等の写し、カタログなど 2 請求時（現場検査・書類検査） リース価格等の妥当性ととも、履行の確認を行う。 【現場検査】○ 機械本体の型番、設置場所などがわかる写真撮影等により実施 【確認書類】○ 集出荷・加工処理体制合理化推進事業計画書（集出荷・加工処理合理化プラン） ○ リース導入に係る入札関係等書類、発注書、請求書、納入書、領収書（支払い済みの場合）など				

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

計画していた額以上の申請があった場合には①の順で承認する（同数の場合は②、③の順で承認する）。この場合、最終順位の取組の助成額は助成率を引き下げることにより調整する。

- ① 共同利用組織
- ② 目標年度における生産コスト削減率
- ③ 目標年度における機械作業の集約面積

取組の明細 (個票)

再編事業者名	農業協同組合など	整理番号	8	分類	3
取組名称	集出荷・加工処理施設の用途変更に伴う再利用のために必要な機械リース導入に対する助成				
当該取組に係る助成金額	50,000,000円				
対象作物	水稻・麦・大豆・高収益品目(野菜・果樹・花卉)				
対象者	複数の集出荷・加工処理施設の再編合理化を行う以下の者とする。 ①農業協同組合連合会、②農業協同組合、③民間事業者(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く)、④公社(地方公共団体が出資している法人)、⑤事業協同組合連合会及び事業協同組合、⑥再編協議会(集出荷・加工処理施設の再編合理化を目的に設立された協議会であって、事業実施要領に定める要件をすべて満たすものをいう)、⑦農事組合法人(農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう)、⑧農事組合法人以外の農業生産法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する法人をいう)、⑨特定農業団体(農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第23条第4項に規定する団体をいう)				
助成上限額	リース物件本体の標準小売価格の1/2(千円未満切捨)	助成率	リース物件本体価格(税抜き)の1/2以内		
取組内容	集出荷・加工処理コスト▲1割、機能集約施設の利用率80%超に向けた次の取組を支援する。 1 機能集約を行う集出荷・加工処理施設の機能強化のために必要な機械のリース導入に要する経費(※)の助成を行う(本体価格の1/2以内。) 2 助成対象機械等は集出荷・加工処理に必要な機械。 ※1 購入時の本体価格が50万円以上のものに限る(アタッチメントを含む)。 ※2 購入選択権付リースは除く。				
備考	【取組要件】 1 再編整備による効率化により、機能を集約する施設の集出荷・加工処理に係るコストが現状より1割以上削減する目標を設定すること。 2 機能を集約する施設の稼働率・利用率が80%を超える計画とすること。 【要件の確認方法】 1 計画申請時(書類審査) 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】○ 集出荷・加工処理体制合理化推進事業計画書(集出荷・加工処理合理化プラン) ○ 申請者の規約、機械の利用計画、能力・台数などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書等の写し、カタログなど 2 請求時(現場検査・書類検査) リース価格等の妥当性ととも、履行の確認を行う。 【現場検査】○ 機械本体の型番、設置場所などがわかる写真撮影等により実施 【確認書類】○ 集出荷・加工処理体制合理化推進事業計画書(集出荷・加工処理合理化プラン) ○ リース導入に係る入札関係等書類、発注書、請求書、納入書、領収書(支払い済みの場合)など				

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

計画していた額以上の申請があった場合には①の順で承認する(同数の場合は②、③の順で承認する)。この場合、最終順位の取組の助成額は助成率を引き下げるにより調整する。

- ① 共同利用組織
- ② 目標年度における生産コスト削減率
- ③ 目標年度における機械作業の集約面積

取組の明細（個票）

再編事業者名	農業協同組合など	整理番号	9	分類	3
取組名称	集出荷・加工処理施設の既存機械の廃棄に対する助成				
当該取組に係る助成金額	10,000,000円				
対象作物	水稻・麦・大豆・高収益品目（野菜・果樹・花卉）				
対象者	複数の集出荷・加工処理施設の再編合理化を行う以下の者とする。 ①農業協同組合連合会、②農業協同組合、③民間事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く）、④公社（地方公共団体が出資している法人）、⑤事業協同組合連合会及び事業協同組合、⑥再編協議会（集出荷・加工処理施設の再編合理化を目的に設立された協議会であって、事業実施要領に定める要件をすべて満たすものをいう）、⑦農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の8第1項に規定する事業を行う法人をいう）、⑧農事組合法人以外の農業生産法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう）、⑨特定農業団体（農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第23条第4項に規定する団体をいう）				
助成上限額	本体標準小売価格の1/3（千円未満切捨）	助成率	廃棄費の1/3以内		
取組内容	集出荷・加工処理コスト▲1割、機能集約施設の利用率80%超に向けた次の取組を支援する。 1 集出荷・加工処理施設の機能集約に伴う既存機械の廃棄に要する経費（※）の助成を行う（廃棄費の1/3以内）。 2 助成対象機械等は機能の集約化により不要となる機械。 ※ 購入時の本体価格が50万円以上のものに限る（アタッチメントを含む）。				
備考	【取組要件】 1 再編整備による効率化により、機能を集約する施設の集出荷・加工処理に係るコストが現状より1割以上削減する目標を設定すること。 2 機能を集約する施設の稼働率・利用率が80%を超える計画とすること。 【要件の確認方法】 1 計画申請時（書類審査） 以下の書類により要件の確認を行う。 【確認書類】○ 集出荷・加工処理体制合理化推進事業計画書（集出荷・加工処理合理化プラン） ○ 申請者の規約、機械の利用計画、営農計画書の写し、能力・台数などの算定根拠、見積依頼書、概算見積書等の写し、廃棄処理依頼書など 2 請求時（現場検査・書類検査） 廃棄費等の妥当性ととも、履行の確認を行う。 【現場検査】○ 機械本体の型番などがわかる写真撮影等により実施 【確認書類】○ 集出荷・加工処理体制合理化推進事業計画書（集出荷・加工処理合理化プラン） ○ 廃棄処理依頼書、発注書、請求書、領収書（支払い済みの場合）など				

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

計画していた額以上の申請があった場合には①の順で承認する（同数の場合は②、③の順で承認する）。この場合、最終順位の取組の助成額は助成率を引き下げることにより調整する。

- ① 共同利用組織
- ② 目標年度における生産コスト削減率
- ③ 目標年度における機械作業の集約面積

取組の明細 (個票)

協議会名	埼玉県農業再生協議会	整理番号	10	分類	4
取組名称	埼玉県農業再生協議会として執行する事務費				
当該取組に係る助成金額	5,000,000円				
対象作物	—				
対象者	—				
助成上限額	—	助成率	定額		
取組内容	攻めの農業実践緊急対策事業を推進するための検討会の開催等に要する経費 ☐ 事業の推進・指導 ☐ 業務方法書等に定められた書類作成 ☐ 申請内容の確認 ☐ その他事業の取組に必要な業務				
取組要件	攻めの農業実践緊急対策事業実施要領別表2の事務費の範囲内				
要件の確認方法	☐ 経費の必要性 ☐ 委託先や発注先選定の妥当性 ☐ 価格等の妥当性 ☐ 履行の確認 【確認種類】 発注等に係る内部決裁の書類、納品書、請求書、領収書、委託契約に係る書類の写しなど				
備考					

◎ 「計画していた額以上の申請があった場合の承認の優先順位等」に基づく調整の有無

--